

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課 梶原 成元		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球環境の保全
施策(節)	1 節	1 地球環境の保全			
その他関連する個別計画 京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における 2008 年から 2012 年の温室効果ガス排出量 6%削減約束を確実に達成する。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	13,137,559	24,418,795	24,649,957	
	一般会計	637,459	583,157	844,615	
	特別会計	12,500,100	23,835,638	23,805,342	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。</li> <li>・ 業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。</li> </ul> <p><b>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。</li> </ul> <p><b>【京都メカニズム活用の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有望な CDM/JI 案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施</li> <li>・ CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

指標名	温室効果ガスの総排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト]						
H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標	目標年	目標値
13 億 5,500 万	13 億 6,000 万	13 億 5,700 万	13 億 6,000 万	調査中		H20 ~ 24 年度の平均	11 億 6,300 万
目標を設定した根拠等	基準年	基準年の値					
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)					

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成 17 年 2 月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。

#### (計画の評価・見直し等)

政府全体の温暖化対策については、京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成 17 年度の排出量は、基準年総排出量と比べて 7.8%増加しており、京都議定書の目標の基準年総排出量比マイナス 6%から、13.8%の乖離がある。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成 19 年 5 月 地球温暖化対策推進本部)によれば、平成 18 年度の我が国の地球温暖化対策は、前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。

そのため、平成 19 年度には、個別の対策が目標どおりに進んでいるか、また、全体として 6%削減の達成が可能かどうかの検証を厳格に行い、6%削減約束を確実に達成できるよう新たな計画を策定することとしており、それに向け、平成 18 年

10月から、環境省・中央環境審議会や経済産業省・産業構造審議会等の関係審議会において、本計画の評価・見直しを進めているところ。

政府の実行計画に基づき、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成18年度までに13年度比で7%削減することを目標として、各省庁において計画的に取り組を進めている。なお、平成19年度から24年度までを計画期間とし、13年度比で8%削減することを目標とする新たな政府の実行計画を平成19年3月に閣議決定したところ。

環境税については、与党税制改正大綱において、「平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」検討することが明記され、「既存税制との関係等に考慮を払いながら、総合的に検討する」とされた。

我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、運営体制を確立した。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業をNEDOに委託して実施した。

#### (国際交渉等)

国際的には、平成18年11月にケニア・ナイロビで開催された気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)及び京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2)において、2013年以降の将来枠組みに関する議論が行われるとともに、気候変動への適応や技術移転等の途上国支援、更にはクリーン開発メカニズム(CDM)のあり方や、後発途上国、特にアフリカにおけるCDMプロジェクトの促進等につき、一定の成果を得ることができた。また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関する日米セミナー、日中、日印セミナー、アジア太平洋地域セミナーを開催している。



#### 今後の主な課題

6%削減約束を確実に達成するために、京都議定書目標達成計画の評価・見直しを行う。

過去の進捗が見込みと比べて十分とは言えない対策の加速化、更なる削減の可能性を見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する。

政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する。また、それに向けて必要な予算を確保する。

国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第1約束期間後の2013年以降における全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築。



#### 今後の主な取組

平成19年度に行う、京都議定書目標達成計画の評価・見直しの結果を踏まえた新たな計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。

官民が適切な連携を図り、様々な手法を効果的に活用しながら、京都メカニズムクレジットを取得していく。

国際的には、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築に向けた取組を積極的に進めていく。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

**平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）**

施策名	2.地球環境の保全	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	地球環境局 総務課長 梶原成元		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ( 199 ページ以降)	
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	1 章	地球環境の保全
施策(節)	1 節	1 地球環境の保全	政策(章)	7 章 各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
	3 節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進		
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)		

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の方針	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	集計中	6,713,691	6,946,331	
	一般会計		6,713,691	6,946,331	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	<p><b>【オゾン層の保護・回復】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。</li> <li>・「フロン回収破壊法」によるフロン類の回収破壊の促進、ハロンや断熱材フロンの排出抑制対策の検討、モントリオール議定書多数国間基金を通じた途上国におけるオゾン層保護対策等への支援。</li> </ul> <p><b>【酸性雨・黄砂対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。</li> <li>・国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立。</li> <li>・酸性雨・黄砂について、国内モニタリングの実施。</li> </ul> <p><b>【海洋環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施と「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組の実施。</li> </ul> <p><b>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。</li> <li>・世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守や発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。</li> <li>・アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。</li> <li>・地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。</li> </ul>				

施策の方針に対する総合的な評価

<p><b>(オゾン層の保護・回復)</b></p> <p>オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、我が国、特に札幌上空のオゾン全量は減少傾向にあり、一層の努力が必要である。</p> <p>業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収を徹底するため、フロン回収・破壊法の改正を行った。(平成 18 年 6 月 2 日成立)</p>
---

#### (酸性雨・黄砂対策)

EANET は 2001 年(平成 13 年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターと協力しつつ EANET へ積極的に貢献している。国内においては、EANET の手法に併せた長期モニタリング計画に基づき調査を行い、酸性雨による影響等について評価しており、目標達成に向け進展があった。

黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

#### (海洋環境の保全)

国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。また、平成 18 年 4 月に関係省庁の局長級による対策会議(漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議)を設置し、対策等の検討を行い、平成 19 年 3 月に今後の施策等についてとりまとめた。

#### (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

森林の保全については違法伐採等に関する調査事業の実施、砂漠化対策については西アフリカ及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。

#### (国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行った。

アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与した。

#### (研究調査)

競争的資金については、プログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)による研究管理及び不正防止策を講じる等、管理・評価体制の充実を行い、環境研究の質の向上を図った。

地球環境の調査・研究を積極的に進めることにより、IPCC 報告書等に多様な貢献をすることができた。また、温暖化研究をはじめとする地球環境の観測・研究をすすめることにより、地球環境問題の実態及び対策がより明らかになってきた。

#### 今後の主な課題



#### (オゾン層の保護・回復)

改正フロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率の向上に向けた取り組みの強化、冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討。

途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の推進。

#### (酸性雨・黄砂対策)

EANET の協定化、インベントリ作成やシミュレーションモデル開発等 EANET 活動の拡大に向けた検討。

一部湖沼周辺における酸性雨の影響の疑いに対する対策。

国内酸性雨モニタリングについて、質の高いデータの取得、大気汚染物質の長距離輸送の監視と自然生態系への影響把握に重点を置いた観測体制の検討。

3カ国環境大臣メカニズムを活用した、黄砂モニタリングネットワーク構築等の北東アジア地域協力の検討。

#### (海洋環境の保全)

海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリングのあり方の見直し。

漂流・漂着ゴミの問題解決に向けた検討。

#### (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。

砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。

南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成 17 年 6 月採択)への対応、法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。

**(国際的な貢献と連携・国際協力)**

グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、海外広報の充実、FTA/EPA 条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。  
アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

**(研究調査)**

観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化  
海外への情報発信、海外との連携強化、より重要な分野への研究資源の配分強化



今後の主な取組

**(オゾン層の保護・回復)**

改正フロン回収・破壊法の円滑な施行を期するために周知徹底を図り、行程管理制度を着実に実施。  
ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。  
途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図る。

**(酸性雨・黄砂対策)**

EANET については、平成20年に向けて地域協定化も視野に入れた将来発展に関する協議が進展しているところ、技術面、人材面、資金面での議論の進展に積極的に貢献し、我が国の主張の反映に努める。  
国内における酸性雨の影響が疑われる一部湖沼周辺において酸性化のメカニズムの解明等に向けた総合的な調査を実施する。  
平成15年～19年の観測結果のとりまとめを踏まえ、酸性雨長期モニタリング計画を見直す。  
黄砂対策については、モニタリングの分野を中心に地域協力を積極的に貢献するとともに、関係各国との情報共有を進め、国際的な黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを整備する。

**(海洋環境の保全)**

海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。海水中の二酸化炭素濃度(バックグラウンド)の把握や、漏洩時のモニタリング手法等に関する調査・研究を行う。  
我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル海浜を選定した上で、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討する。

**(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)**

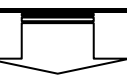
違法伐採が生物多様性に与える影響について調査・検討を行い、生物多様性の観点から違法伐採対策の重要性を国際社会に発信する。  
技術移転等による砂漠化防止の支援・検討およびモニタリング手法の検討を行う。  
南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の詳細についての検討、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、法に基づく手続きの更なる徹底を行う。

**(国際的な貢献と連携・国際協力)**

引き続き、G8、国連、OECD、エコアジア等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。  
国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

**(研究調査)**

地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、より重点的な資金配分を行うことにより、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

**平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）**

施策名	3.大気・水・土壌環境等の保全	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	水・大気環境局 総務課長 岡部直己		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199 ページ以降)	
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	2 章	大気環境の保全
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全 3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全 5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
			5 章	化学物質対策
その他関連する個別計画		ヒートアイランド対策大綱(平成 16 年 3 月 1 日策定)		

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の方針	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	6,809,009	4,573,889	5,412,577	
	一般会計	6,809,009	4,573,889	5,412,577	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	<p><b>【大気環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定発生源からの大気汚染に関する、規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。</li> <li>自動車排出ガス等による大気汚染に関する、規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。</li> <li>大気環境に係る科学的知見の充実、その他基礎調査の実施。</li> <li>大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。</li> </ul> <p><b>【大気生活環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。</li> </ul> <p><b>【水環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。</li> <li>新環境基本計画戦略的プログラムに沿って、流域全体を視野に置いた、地下水涵養機能や水環境の保全に対する総合的な取組の実施。</li> <li>工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。</li> <li>閉鎖性水域における汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況の把握、効果的な負荷削減等対策の実施。底質、底生生物を含めた水環境の保全・改善。</li> <li>工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。</li> <li>湧水の復活・保全のためのガイドライン作成等、総合的な支援策の実施。</li> <li>水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。</li> </ul> <p><b>【土壌環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。</li> <li>土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び汚染の除去等の措置の実施(市街地土壌汚染対策の実施)。</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。</li> </ul> <p><b>【ダイオキシン類・農薬対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。</li> </ul>				

## 施策の方針に対する総合的な評価

全国の大気環境基準の達成状況については、全体として改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、第 166 回通常国会において、自動車NOx・PM法の改正法案を提出(平成 19 年 5 月 11 日成立)した。

近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、各種調査を継続的に実施してきたが、総合的な健康影響評価を行うためには、知見・データの更なる充実が急務となっている。

光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも悪化している。また、光化学オキシダント注意報も多発している。

騒音、振動、悪臭に係る苦情件数が近年増加傾向にあり、期待する成果が得られていない。航空機騒音の環境基準については、新たな評価指標の採用に向けて中央環境審議会に諮問を行った。ヒートアイランド対策では、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しているが、民間事業者等の取組がより一層求められている。また、街の快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

水質に係る環境基準の設定とその達成・維持のための取組(水質汚濁防止法に基づく排水規制等)を着実に実施した結果、環境基準の達成状況に着実な成果が現れている。しかしながら、公共用水域における生活環境項目及び地下水質の環境基準の超過が見られる等成果が十分ではない水域等が依然としてある。

農業に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、個別農薬ごとの基準の設定を進めた。また、水質汚濁に係る登録保留基準についても、より適切にリスク管理を行っていく観点から同基準を改正し平成 18 年 8 月に施行する等、人の健康保護と生態系保全の充実に向けた着実な進展が見られる。

ダイオキシン類対策については、H17年の排出総量が H15 年比で約 13%削減されており、目標達成に向け、削減は順調に進んでいる。

土壤汚染対策法の施行後4年が経過し、法律に基づく土壤汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壤汚染の調査・対策が広く実施された。また、農用地及びダイオキシン類に係る土壤汚染対策地域についても着実に調査・対策が推進された。



## 今後の主な課題

大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。

PM2.5に係る総合的な健康影響評価の実施、大気汚染状況の的確な把握及び必要に応じた濃度低減対策の検討。

光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握及び注意報の発令状況の改善。

大気生活環境の保全について、近年の苦情傾向や国際動向等に対応した対策の実施、長期的視点も考慮に入れた民間事業者等におけるヒートアイランド対策に向けた取組の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだ街作りの推進。

閉鎖性水域の水環境改善に向けた取組、的確かつ効率的なモニタリング体制の確立、地下水の総合的な管理、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献等

農業について、生態系保全の充実に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実。

国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。

土壤汚染対策法の施行を通して浮かび上がってきた土壤汚染対策法の対象範囲や搬出汚染土壌の適切な処理の確保等の課題等についての整理検討。食品の基準の見直し動向を踏まえた、農用地土壌汚染対策に係る指定要件の検討。



## 今後の主な取組

中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」(平成 19 年 2 月 23 日)等を踏まえた自動車排出ガス対策の着実な実施。

PM2.5の健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、必要に応じた発生源対策の検討・実施。

光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、更なる対策のあり方の検討。

大気生活環境の保全について、工場・事業場騒音、建設作業騒音の規制等の施策の更なる拡充。交通騒音モニタリングのあり方の検討。注目度の高い中枢街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだ街作り推進のための人材育成、個別ツールの開発、講習会の開催等の実施。

閉鎖性水域の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、的確かつ効率的なモニタリング手法の検討・確立、地下水の総合的な管理に向けた検討・対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、国際的な水問題の解決に向けた取組等の実施。

農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の着実な設定の推進、陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向けた取組の推進、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化、POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進、土壌汚染に関する様々な現状・課題の把握、制度等の必要な見直し。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	



## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

<b>施策名</b> 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	<b>評価年月</b>	平成 19 年 4 月
<b>総括部局及び総括課長名</b> 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 紀村英俊		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策			
<b>その他関連する個別計画</b>		循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月)			

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

<b>施策の方針</b>	廃棄物の発生抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。				
<b>予算動向</b>		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	140,318,766	115,126,516	100,938,947	
	一般会計	140,318,766	115,126,516	100,938,947	
	特別会計	0	0	0	
<b>施策を構成する具体的手段</b>	<p><b>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。</li> <li>・ 3R イニシアティブの推進及び「ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じた、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。</li> </ul> <p><b>【循環資源の適正な 3R の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。</li> </ul> <p><b>【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法の適切な施行等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。</li> <li>・ 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。</li> </ul> <p><b>【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。</li> <li>・ 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。</li> <li>・ PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。</li> </ul> <p><b>【廃棄物の不法投棄の防止等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄等の不適正処理の防止、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保。</li> <li>・ 廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。</li> </ul> <p><b>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

<p>循環型社会形成推進基本計画に基づき 3R 推進及び適正処理確保のための取組を総合的に進めており、同計画に掲げる資源生産性、循環利用率、廃棄物最終処分量の目標値については、着実な進展が見られている。一方、同計画の進捗状況の点検(第3回)等を通じて、計画に関係する様々な課題が明らかになりつつある。</p> <p>一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。さらに、焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。</p>
---

循環資源の3Rについては、容器包装リサイクルについて、19年4月の改正法の施行に向けて、必要な政省令等を整備するとともに、レジ袋対策をはじめとする普及啓発事業を展開したところであり、進展があった。食品リサイクル及び家電リサイクルについては、法で定める見直し時期を迎えたことから、それぞれ評価・検討を行い、食品リサイクル法については今国会に改正法案を提出(3月2日、6月6日成立)したところであり、循環型社会形成のための制度の強化を図った。産業廃棄物の排出量は若干増加したが、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、全国4箇所の処理施設が操業を開始するなど、平成28年7月までの処理完了という目標に向け進展した。石綿含有廃棄物の処理については、改正法の施行により、処理体制が整備された。

不法投棄対策については、過去の大規模不法投棄事案が新たに発覚するなど課題も多いが、廃棄物処理法の改正など対策の充実が図られてきたことにより、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて進展があった。

国際的な循環型社会形成については、「3Rイニシアティブ」の下で、平成18年10月にアジアの廃棄物行政担当者が一同に会する会議としては初めての「アジア3R推進会議」を東京で開催するなど、アジアにおける3R推進の重要性を共有することに寄与した。また、アジア各国のパーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。

浄化槽の普及率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数増加傾向により、効率的な生活排水対策が着実に進展している。



### 今後の主な課題

物質フロー指標の検討を含め循環基本計画の見直しを行い、更なる充実を行った上で、同計画に基づいた総合的な施策の推進が必要。

発生抑制、再使用も重視して一般廃棄物の再生利用、適正処理等の各種施策を推進することが必要。また、バイオマス利用やエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

各種リサイクル法については、更なる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しが必要。

産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB 汚染物や微量 PCB 混入廃電気機器の適正な処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保が必要。

不法投棄防止の早期発見、未然防止対策を引き続き強化することが必要。

3Rを通じて国際的な循環型社会形成を推進するため、G8とアジアにおける複層的な3Rイニシアティブの展開が必要。

また、適正な国際資源循環確保に向け、不法輸出入対策に関する国際連携の強化が必要。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の更なる推進を図ることが必要。



### 今後の主な取組

「地域」「国際」等に重点を置いて循環基本計画の見直しを行い、新計画の下、地方環境事務所ともより一層連携しつつ、施策を総合的に推進するとともに、普及広報等により国民運動的展開を行う。

循環交付金の活用等により、廃棄物系バイオマスの有効活用など市町村における一般廃棄物の3R・エネルギー回収等を推進し、循環型の地域づくりを実現する。

家電リサイクルについては、早急に制度見直しを行う。建設リサイクルについては、法定の見直し時期を踏まえ検討を行う。他の個別リサイクル法についても政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。

産業廃棄物については、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進する。PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB処理推進方策及び石綿含有廃棄物の新たな処理技術についての検討を行う。

不法投棄対策については、都道府県等との情報共有等、不法投棄の監視・即応体制の強化を図る。

アジア地域を中心に二国間・多国間協力を進めるとともに、2008年のG8サミットに向け行動計画案を作成するなどリーダーシップを発揮する。また、税関との連携やアジア各国との連携体制の強化等により廃棄物等の不法輸出入対策の強化を図る。

単独処理浄化槽使用者への積極的な働きかけを図り、合併処理浄化槽への転換を推進する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	自然環境局 総務課長 泉 真		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進			
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	19,482,386	28,598,644	28,488,893	
	一般会計	19,482,386	28,598,644	28,488,893	
	特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供。</li> <li>・ 生物多様性国家戦略の見直し。</li> <li>・ 国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。</li> </ul> <p><b>【自然環境の保全・再生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。</li> <li>・ 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。</li> <li>・ 多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。</li> </ul> <p><b>【野生生物の保護管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「種の保存法」に基づく、希少野生動植物個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定、生息状況等の調査による現状把握</li> <li>・ 「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。</li> <li>・ 「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。</li> <li>・ 「外来生物法」に基づく、外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等の実施。</li> </ul> <p><b>【動物の愛護及び管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「動物愛護管理法」に基づき策定された動物愛護管理基本指針の推進。</li> <li>・ 動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための指導普及の推進。</li> </ul> <p><b>【自然とのふれあいの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園等の優れた自然を有する地域から、身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおける施設整備。</li> <li>・ 自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。</li> <li>・ 「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策及び適正利用に係る検討・調査等の実施。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

	<p><b>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</b></p> <p>新・生物多様性国家戦略の基本的方向や施策の方針に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>新・生物多様性国家戦略は策定後5年をめどに見直しを行うこととされており、見直しの検討を開始するとともに、生物多様性保全に係る推進体制の充実・強化を図った。</p>
--	---

### 【自然環境の保全・再生】

原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、平成19年1月に小笠原諸島が世界遺産条約に基づく暫定一覧表に記載されるなど目標達成に向けた着実な進展があった。しかし、自然環境の再生に向けた取組は始まったばかりであり、今後も引き続き一層の施策の推進が必要である。

### 【野生生物の保護管理】

保護増殖事業計画の策定、国指定鳥獣保護区の指定などの各種施策を推進するとともに、外来生物法に基づき特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を上げた。また、改正鳥獣保護法が公布され、鳥獣の生息状況の変化等に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するための鳥獣保護制度の見直しについて大きな進捗が見られた。

### 【動物の愛護及び管理】

動物愛護管理の普及啓発の推進、改正動物愛護管理法の施行を受けた、動物愛護管理基本指針の策定、自治体に対する技術的助言、周知パンフレット等の配布、さらに、所有者明示を推進するための個体識別データベース及び動物センター等に收容された犬ねこの殺処分数を減少していくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、犬ねこの引取数が減少の傾向を維持する等、人と動物との共生など目標達成に向け進展があった。

### 【自然とのふれあいの推進】

自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちの育成が図られた。特に、「温泉法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成19年3月2日、4月18日成立)し、温泉資源保護対策や国民の温泉に対するニーズに対応するための情報提供の充実など、温泉行政に関する制度の見直しについて大きな進捗が見られた。



## 今後の主な課題

### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや林地・農地からの耕作放棄への転換が依然進行していることなどから、社会情勢の変化等をふまえた生物多様性の状況把握と保全のための対応が必要。生物多様性条約の第10回締約国会議の招致が閣議了解されたことを受け、国際的取組を一層充実することが必要。

### 【自然環境の保全・再生】

国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境の効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法を検討。地域の多様な主体の参画による自然再生事業を着実に実施する必要。

### 【野生生物の保護管理】

レッドリストの定期的な更新及びそのための情報収集。種の保存法に基づく、希少種の流通の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等の更なる推進。改正鳥獣保護法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施、鳥獣被害に強い地域づくりの推進。渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等による国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の保全等の推進。



## 今後の主な取組

### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

新・生物多様性国家戦略に示された各種施策を引き続き展開するとともに、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみ、平成19年度中に第3次戦略の策定を行う。第3次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、より一層充実した自然環境情報整備を図るための取組を推進する。生物多様性条約の第10回締約国会議の招致に向けた取組を行う。

### 【自然環境の保全・再生】

国立公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態的ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進めるため、自然環境や社会状況等の調査を推進する。地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦・登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。

自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民や NPO 等に対する支援の充実を検討する。

### 【野生生物の保護管理】

レッドリストの見直しを完了させるとともに、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、保護増殖事業の着実な推進を図る。改正鳥獣保護法等に基づく具体的施策の展開や鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査等により野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。  
ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

### 【動物の愛護及び管理】

動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施。  
動物愛護管理法に基づき、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画の技術的助言を行う。  
再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加、システムのより一層の充実を図るとともに適正譲渡講習会を開催する。  
個体識別措置の普及を図るほか、個体識別データに関するデータベースの運用を開始する。

### 【自然とのふれあいの推進】

パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。  
地域資源の持続的な保全・活用のため、エコツーリズムの普及・定着を図る。  
環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図る。  
温泉資源保護のためのガイドラインを作成するため、温泉に関する専門的知識を有する学識経験者等による技術的・専門的な検討を実施する。  
温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査や禁忌症及び適応症に関する最近の医学的知見を踏まえた検討調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を実施する。  
温泉の成因メカニズムや温泉に関する科学的な情報及び温泉入浴上の注意等の情報を発信するほか温泉地の特性を活かした取組を支援するとともに、魅力ある温泉地づくりモデル地区の整備事業の実施を目指す。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	6. 化学物質対策の推進	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 森本英香		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策			
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	6,484,716	5,013,707	4,518,699	
	一般会計	6,484,716	5,013,707	4,518,699	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【環境リスクの評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価とその基礎データの収集。</li> </ul> <p><b>【環境リスクの管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。</li> <li>PRTR データの集計・公表及び活用。</li> </ul> <p><b>【リスクコミュニケーションの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。</li> </ul> <p><b>【国際協調による取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。</li> </ul> <p><b>【国内における毒ガス弾等対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。</li> <li>茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対する健康診査の実施、および医療費等の支給と治療の促進。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

<b>【環境リスクの評価】</b>	<p>一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。</p> <p>平成 18 年度までに 280 物質について基礎情報を収集し、環境リスク初期評価のための作業を推進するなど、18 年度については「環境リスクを体系的に評価する」という目標の達成に向けて進展があった。</p>
<b>【環境リスクの管理】</b>	<p>平成 16 年 4 月に施行された改正化審法に基づき、生態系保全を視野に入れた対策を着実に進めた。また、Japan チャレンジプログラムに基づく事業者による既存化学物質の安全性情報収集を促進するための情報提供・協力依頼を行ったが、平成 18 年度末までのスポンサー登録数は 77 物質であり、目標値の達成には一層の努力が必要である。</p> <p>化管法については、平成 19 年 2 月に PRTR データの第 5 回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。また、同法附則に基づく法の見直しの検討を化管法に関する懇談会及び中央環境審議会化学物質環境対策小委員会において進め、目標の達成に向け進展があった。</p>

### 【リスクコミュニケーションの推進】

化学物質ファクトシートやかんたん化学物質ガイドの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザー派遣や E-ラーニングの整備による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等の場の提供等着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ている。加えて、化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、新たな参加者を開拓し、目標達成に向け進展があった。

### 【国際協調による取組】

UNEP、SAICM 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs モニタリングの推進及び東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。これらの成果を総合すると、目標達成に向け進展があったと評価できる。

### 【国内における毒ガス弾等対策】

茨城県神栖市の事案については、汚染メカニズム解明調査を継続して行うとともに、汚染源掘削調査により発生した汚染土壌等について廃棄物焼却施設における処理を開始するなど、目標達成に向けた進展があった。

神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊を発見したことにより、毒ガス弾等による被災の未然防止のための調査に進展があった。

神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。特にジフェニルアルシン酸の毒性については毒性試験報告書を取りまとめ、公表した。

毒ガスによる被災未然防止のためのパンフレットを作成、配布した。



### 今後の主な課題

#### 【環境リスクの評価】

化学物質環境実態調査における更なる調査要望への対応、ナノテクノロジー製品の生態系への影響調査が必要。環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法の改善が課題。生体中の化学物質含有状況モニタリングを検討。

#### 【環境リスクの管理】

既存化学物質の有害性情報を充実させることが課題。

国際潮流を踏まえた化審法・化管法の改正に向けた対応が必要。併せて、これらと化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協力を推進していくことが課題。

Japan チャレンジプログラムのスポンサー登録数を増やすことが課題。

#### 【リスクコミュニケーションの推進】

化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大が課題。

#### 【国際協調による取組】

SAICM に係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導、地球規模の有害金属汚染問題への対応が課題。

関係各主体と連携し、諸外国との制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。

#### 【国内における毒ガス弾等対策】

神栖市における緊急措置事業について、事業開始から 5 年間を目途に実施する必要。

神栖市の事案の汚染メカニズムの全容解明、神栖市・平塚市の事案の汚染土壌の処理

平成 15 年調査による A 分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、未実施地域における環境調査の実施

B、C 分類の浜松市の事案の埋設不審物の確認。



### 今後の主な取組

#### 【環境リスクの評価】

一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化していく。ナノテクノロジー製品の生態系への影響を調査する。

環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。

平成 19 年度中に生態モニタリングの実施可能性について検討する。



**【環境リスクの管理】**

平成20年4月以降に行われるJapanチャレンジプログラムの中間評価に向けた作業を進めるとともに、事業者に対しプログラムへの参加・協力を求める。  
欧州 REACH 等諸外国の対応についての情報収集・発信を進め、国際的動向を踏まえた制度見直しに資する PRTR 制度の定着とそのデータの有効活用の推進。

**【リスクコミュニケーションの推進】**

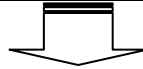
引き続き化学物質と環境円卓会議の地方開催を行うなど、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

**【国際協調による取組】**

SAICM について国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。  
中国・韓国等諸外国との政策対話を進める。  
我が国の有害金属対策策定に向けた取組を行うとともに、地球規模での有害金属対策の立案に貢献する。

**【国内における毒ガス弾等対策】**

神栖市における緊急措置事業を引き続き着実に実施するほか、汚染メカニズムの全容解明に努めるとともに、汚染土壌等の処理等を実施。  
寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。  
浜松市の事案について、掘削を伴う不審物確認調査を実施。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	7. 環境保健対策の推進	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 森本英香		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策			
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	23,273,012	22,870,963	22,596,023	
	一般会計	23,273,012	22,870,963	22,596,023	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【公害健康被害対策(補償・予防)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく公害健康被害に対する補償と予防。</li> </ul> <p><b>【水俣病対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化、情報発信及び総合的研究。</li> </ul> <p><b>【石綿健康被害救済対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済。</li> </ul> <p><b>【環境保健に関する調査研究】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子についての調査研究。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

<p><b>【公害健康被害対策(補償・予防)】</b></p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p> <p><b>【水俣病対策】</b></p> <p>医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信、水俣病に関する研究、国際的取組への対応策への取組を着実に進めているものの、最高裁判決後、新たな申請者が急増する等の課題が生じており、解決には至っておらず、更なる取組が必要である。</p> <p><b>【石綿健康被害救済対策】</b></p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成 18 年度末までに 2,389 件が認定されており、被害者等の救済は着実に進んでいる。</p> <p>「石綿の健康影響に関する検討会」の実態調査結果を平成 18 年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(3地域)、一般環境経路による石綿ばく露の健康影響調査(3地域)、石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査を実施し、データや知見の集積を行った。</p> <p>事業主等からの救済給付の費用の徴収の詳細について、有識者等による検討を経て決定し、救済制度の円滑な運用に寄与した。</p> <p><b>【環境保健に関する調査研究】</b></p> <p>花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアルの情報提供を行い、目標の達成</p>
--

に向け一定の進展があった。

過敏状態の原因がごく微量の化学物質であると言われていることから、環境中極微量化学物質の分析法開発を着実に実施している。

電磁界に関する情報収集を行い、また熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアル・紫外線保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。

今後の主な課題



#### 【公害健康被害対策(補償・予防)】

公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の未然防止。  
幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の一層の推進

#### 【水俣病対策】

公健法の認定申請者等の新たに救済を求める者への対応。  
公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施、国賠訴訟やその他の訴訟への対応。  
水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。  
水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。

#### 【石綿健康被害救済対策】

救済法の附帯決議において、政府は、健康被害の実態について十分調査・把握し制度の施行に反映させるよう努めることや、情報収集等を行い必要があれば施行後5年を待たずとも所要の見直しを行うこととされている。

#### 【環境保健に関する調査研究】

スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制整備の検討。  
環境中極微量化学物質測定分析法が未確立。  
WHOの電磁界に関する総合的評価公表への対応検討。

今後の主な取組



#### 【公害健康被害対策(補償・予防)】

公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養施設の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに、局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。

#### 【水俣病対策】

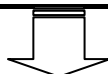
与党PTとの連携の下での新たな救済に向けた取組を進める  
公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図る。  
水俣病発生地域の環境福祉対策の充実を図る。  
水俣病経験の普及啓発セミナーを開催するとともに、水俣病に関する研究の見直しと着実な実施、国際的な取組への積極的な対応を図る。

#### 【石綿健康被害救済対策】

石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。  
平成19年度以降、一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査(6地域)、石綿ばく露の疫学的解析調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査を実施する。

#### 【環境保健に関する調査研究】

スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。  
環境中における極微量化学物質の分析法に関する調査研究を継続する。  
磁界等環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、定期的な保健指導マニュアルの更新を行う。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	8. 環境・経済・社会の統合的向上	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 寺内 肇		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	4 地域における環境保全の推進 他			
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の方針	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	785,060	977,682	994,858	
	一般会計	785,060	977,682	994,858	
	特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【経済のグリーン化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可能な分野からの税制のグリーン化や税制上の優遇措置等の経済的措置の順次導入、及び地球温暖化防止対策として二酸化炭素の排出量等に応じて課税する環境税(温暖化対策税制)についての検討、等経済的手法の活用。</li> <li>事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及、SRI(社会的責任投資)等の金融のグリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤の整備、等事業者の自主的な環境保全活動の推進。</li> <li>国及び地方公共団体におけるグリーン購入の促進や特定調達品目及び判断の基準の見直しの実施、及びグリーン購入地域ネットワークの構築や LCA(ライフサイクルアセスメント)手法の検討・確立等、環境に配慮した製品・サービスの普及促進。</li> <li>環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施。</li> </ul> <p><b>【環境に配慮した地域づくりの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における環境保全のために策定される計画のうち、模範となるような計画への策定支援、地方公共団体における環境問題に関する先進的な施策事例等の収集、ウェブ上での情報提供。</li> <li>公害の早急な解決、未然防止を図るための公害防止計画に基づく各種の公害防止施策の推進。</li> </ul> <p><b>【環境パートナーシップの形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体間のネットワークの構築を通じた、環境保全のための情報の集積・交換・提供。</li> </ul> <p><b>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境教育・環境学習に関する情報提供、環境学習プログラムの整備等、全ての年齢層を対象にした環境教育・環境学習。</li> </ul>				

施策の方針に対する総合的な評価

<p>経済のグリーン化の推進については、税の優遇措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、環境税についても、与党税制改正大綱において、総合的に検討する、とされた。また、環境報告書、環境会計やエコアクション 21 に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつある。グリーン購入については、法の対象品目として、10 品目の追加と 46 品目の基準の見直しを行うとともに、第 6 回日中韓環境産業円卓会議において「グリーン購入」等、3 国間で協力関係の取り組みを合意した。これらにより、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>環境に配慮した地域づくりについては、地域環境行政支援情報システム(知恵の環)が一定のニーズを満たすことができているが、効果をより一層高める必要がある。環境と経済の好循環のまちモデル事業についても、事業による CO<sub>2</sub>削減効果が見られるなど成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより高めていく必要がある。また、公害防止計画は、平成 18 年度においても、計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、昭和 45 年度以降策定された 52 地域から、18 年度末現在では、31 地域にまで減少しており、公害の解決という目標達成に向け進展があった。</p>
--

環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという) / 地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方 EPO という)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。

環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。



### 今後の主な課題

引き続き税制優遇措置の実施に努め、環境税について総合的な検討を進めることが必要。  
 事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、金融グリーン化の促進、環境ビジネスのノウハウの蓄積、より効果的なグリーン購入のための特定調達品目や判断の基準の見直し、市町村のグリーン購入の取組の遅れへの対応が課題。  
 地域環境行政支援情報システムの周知と利用者のニーズの変化への対応、環境と経済の好循環のまちモデル事業の事業効果の評価、残された公害防止計画策定地域の公害の解消が課題。  
 NPO 等の政策提言能力の向上、パートナーシップ形成に必要なプラザ等の体制・機能の充実、CSR 事業のモデルの創出・普及、パートナーシップ事業立ち上げにかかる手法の開発・実証が課題。  
 個々人の環境保全の意識の向上を具体的な行動に結び付けること、環境教育の地域間格差を解消するためのプログラム整備等、わが国における「ESD 実施計画」の初期段階における重点的取組事項のうち「高等教育機関における取組」を充実することが課題。



### 今後の主な取組

税制優遇措置を引き続き実施し、環境税の検討を含め税制のグリーン化に取り組む。  
 環境配慮促進法の見直しに向けた調査、民間事業者による環境報告書作成の促進、環境保全に資する事業への融資のマッチングの仕組みの調査検討・普及促進を実施する。また、環境ビジネスの市場規模等について引き続き調査し、環境ビジネス振興のための具体的施策を検討し、対策を実施する。グリーン購入について国等による取組を拡大するとともに、地方公共団体向けのガイドライン冊子等の作成や消費者に向けての環境情報の提供方法の検討を行う。  
 地域環境行政支援情報システムの質・量を充実するとともに、環境と経済の好循環のまちモデル事業の評価を進め、また、公害防止計画による施策の推進を図る。  
 セミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、成功したCSR事業の発掘・普及を行う。  
 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策を実施する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

<b>施策名</b> 9. 環境政策の基盤整備	<b>評価年月</b>	平成 19 年 4 月
<b>総括部局及び総括課長名</b> 総合環境政策局 総務課長 寺内 肇		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	1 環境影響評価等 他			
その他関連する個別計画		第 3 期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定) 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成 18 年 3 月 30 日) 電子政府構築計画、重点計画 - 2006			

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	6,185,260	5,539,549	5,446,960	
	一般会計	6,185,260	5,539,549	5,446,960	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【環境基本計画の効果的実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各主体における環境配慮の織り込みや環境白書を活用した普及啓発。</li> </ul> <p><b>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。</li> <li>・環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。</li> <li>・戦略的環境アセスメントの導入にむけた検討。</li> </ul> <p><b>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種研究開発の実施。</li> <li>・研究開発のための基盤の整備、研究成果の普及。</li> </ul> <p><b>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の体系的な整備(収集、整理、加工)と国民等への情報提供、及び「電子政府構築計画」に基づく行政手続の電子化や内部管理業務及びシステムの見直し。</li> <li>・国内外の環境政策・環境法制等の情報収集・研究。</li> <li>・国、地方公共団体等における、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修の実施。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

<p>環境基本計画(平成 18 年閣議決定)(以下、基本計画)の効果的な実施については、施策の進捗状況把握等に資する指標を盛り込むとともに、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。</p> <p>環境アセスメント制度の適切な運用と改善については、環境影響評価事例や制度及び技術に関する情報を集積し、インターネット等を活用して提供する体制の整備を進め、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。また、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。なお、基本的事項の改正(平成 17 年)・主務省令の改正(平成 18 年)により、事業や地域の特性に応じた環境影響評価の実施に向け進展があった。さらに、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインのとりまとめ等、上位計画における環境配慮に向け一定の進展があった。</p>
---

環境問題に関する調査・研究・技術開発については、当省の平成 18 年度の科学技術関係経費は、政府全体の同経費の約 1%にとどまっており、環境分野が第 3 期科学技術基本計画における重点推進分野に位置づけられたことに鑑み、一層の増額が必要。環境技術を客観的に実証する手法・体制の整備を進め、また研究・技術開発についての成果発表会の開催等、広報活動により、研究成果の普及に寄与した。

環境情報の整備と提供、広報の充実については、環境情報のあり方の検討を行い、課題を抽出し、環境情報の一体的・体系的な整備・提供・利用の実現に寄与した。ネットワークシステム構築に係る調達につき、一般競争入札(総合評価方式)の実施等により当該システムにおける運用経費の削減効果に進展があった。環境省の電子申請受付窓口を電子政府総合窓口に移行し、「重点計画 - 2006」における目標を達成、電子政府実現に進展があった。環境省ホームページは、英語ページの大幅拡充等、利便性向上を図り、アクセス目標数を達成した。また、各種研修を実施し、国、地方公共団体等において、環境行政に携わる職員の知識・専門的技術レベルの向上を図った。さらに、各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。



### 今後の主な課題

基本計画の指標の適切な運用・見直し及び同計画を踏まえた環境配慮の方針の見直しが課題。

環境影響評価について、環境に対する新たなニーズへの対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上、事業者、行政、住民等との情報の共有やコミュニケーションの充実、手続を終了した案件のフォローアップ、より上位の計画や政策での環境保全上十分な環境配慮システムの導入が課題。

産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備や優れた環境技術を普及・促進する取組の一層の推進が課題。中長期を見据えたナノテク技術開発、一般向け専門家向けといった受け手を意識した専門的な研究・技術の開発や成果の普及啓発等が課題。

経済・社会データなども含めた環境情報の更なる収集、利用、情報提供の充実を図るほか、環境情報の満足度の向上が課題。

長期間の環境政策のビジョン(超長期ビジョン)の検討・取りまとめと対外的発信。

環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。



### 今後の主な取組

基本計画に係る施策の効果的な実施、点検、結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

環境影響評価について、新たな調査・予測手法の開発、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り等を進める。手続を終了した案件の結果等、施行状況の実態把握を進める。戦略的環境アセスメントにつき、実施例を積み重ね、ガイドラインを不断に見直すことによって、効果的な実施に向けた基盤整備を進め、上位計画等における環境配慮システムの導入を検討する。

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)」について、毎年フォローアップを実施し、専門家の助言等を求める。地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と成果の普及を図る。啓発対象に応じた手法展開により、効率的な環境情報の提供・普及啓発を進めるほか、環境情報の満足度の向上を図るため環境情報戦略の策定に向け検討する。環境省ホームページについて、各種コンテンツ等の充実を図る。さらに、超長期ビジョンの検討・とりまとめ及び国際シンポジウムの開催等を通じた同ビジョンの対外的発信や継続的な社会的情勢等の注視を行う。

環境保全活動の普及、啓発を推進するため、各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	